平成２９年（フ）第１５号
兵庫県明石市二見町西二見562番地の７
債務者　中渕智加子
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１００号
広島県呉市宮原12丁目２番13号、申立て時住所広島県呉市宮原12丁目10番23号
債務者　仁井元和恵
1　決定年月日時　平成29年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第２７号
広島県呉市仁方本町１丁目23番２号
債務者　砂賀　留美
1　決定年月日時　平成29年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第１０号
沖縄県名護市大南４丁目４番12―１号
債務者　島袋　信也
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２９年（フ）第１２０号
千葉県柏市あかね町８番８号　ジュネパレス柏第113―103号
債務者　齋藤　正寛
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１４２号
千葉県松戸市稔台２丁目28番地の５　ジュネパレス松戸第６―103号
債務者　島岡　幸治
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１６４号
千葉県野田市山崎2138番地の１　クレールＹ・Ｋ　Ｂ棟２号
債務者　稲垣紫陽美
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１７５号
千葉県鎌ケ谷市南初富３丁目14番27号（ボヌール・ミキ204号室）
債務者　宮本　健太
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１９２号
千葉県柏市逆井４丁目３番14号　アメニティハウス102号
債務者　篠田　　守
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２１０号
千葉県野田市山崎2056番地の８
債務者　鈴木　里志
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２号
山口県熊毛郡上関町大字長島4525番第２地
債務者　村田　斉順
1　決定年月日時　平成29年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第３８９号
名古屋市熱田区一番３丁目２番20号（一番荘２棟608号）、従前の住所名古屋市名東区八前３丁目907　ハイツトバサマ201号
債務者　伊藤　信治
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４２３号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字屋敷3415番地43
債務者　景山　翔太
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１１号
神戸市須磨区永楽町３丁目１番23号
債務者　宮本　芳枝
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１４号
神戸市長田区片山町３丁目２番29号　トマダハイツ202号
債務者　武林　文子
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１９号
神戸市東灘区御影中町１丁目８番７号ブライト御影405号、従前の住所神戸市東灘区御影１丁目17番19―205号
債務者　新井　明洋
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３５号
神戸市須磨区大手町３丁目１番39号、住民票上の住所神戸市須磨区妙法寺字アチロ３番地の53
債務者　東　　郁子
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部